

いのこし在宅介護センター訪問介護サービス重要事項説明書 (Ver01.05.01-1)

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

事業所名称 医療法人博報会 いのこし在宅介護センター

所在地 名古屋市名東区猪子石原一丁目1501番地

法人種別 医療法人

代表者名 理事長 柵木 充明

電話番号 052(715)5622

FAX番号 052(777)5622

愛知県知事から指定を受けているサービスの種類及び指定番号 訪問介護 2371500444

2. 事業の目的と運営方針

- (1) 要介護状態にある者と市町村が認める者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とします。
- (2) 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- (3) 指定訪問介護の実施にあたっては、提供する者との密接な連携を図り、関係市区町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努めます。

3. ご利用事業所の従業員数及び勤務の体制

管理者 1名（他事業所と兼務）

サービス提供責任者 2名

介護福祉士 常勤 1名 勤務時間（午前8時45分～午後5時30分）

介護福祉士 非常勤 1名 勤務時間（午前9時00分～午後5時30分）

訪問介護員 5名

介護福祉士 非常勤 5名 勤務時間（午前9時00分～午後5時30分）

（平成30年 7月 1日 現在）

4. 営業時間

営業日 月曜日～日曜日 営業時間 午前8時50分～午後5時30分

注）年末年始（12月30日～1月3日）は除きます。

5. 実施地域

当事業所の実施地域は、名東区、守山区、千種区、及び長久手市、尾張旭市とします。

6. 苦情申立窓口

保険者の各市町村介護保険課の窓口 ご利用時間 平日 午前9時～午後5時

愛知県国民健康保険団体連合会 ご利用時間 平日 午前9時～午後5時

連絡先 052(971)4165

名古屋市健康福祉局介護保険課 ご利用時間 平日 午前9時～午後5時

連絡先 052(972)3087

いのこし在宅介護センター ご利用時間 平日 午前9時～午後5時30分

所長 小澤 慶子 連絡先 052(715)5622

7. 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに名古屋市及び関係各機関並びに利用者のご家族又は身元引受人、身体の状況等の必要に応じて主治医に連絡を行うとともに、必要な措置を講じま

す。

- (2) 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、利用者側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- (3) 乙は、万一の事故の発生に備えて、東京海上日動火災保険㈱の賠償責任保険に加入しております。
- (4) 乙は、送迎時の万一の交通事故の発生に備えて、損害保険ジャパン保日本興亜（株）の賠償責任保険に加入しております。

8. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施	名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業
実施した直近の年月日	平成30年11月30日
実施評価機関名称	名古屋市介護サービス事業者連絡研究会
評価結果の開示状況	開示中 NAGOYA介護ネット http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/jigyosha/service/

9. 当事業所では、職員が身の危険を感じた際には理由のいかんに関わらず、最寄りの警察に通報し、断固たる対応をいたします。

令和 年 月 日

- (乙) 当事業所は、甲1に対する居宅サービスの提供開始に当たり、甲1 甲2 対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

説明者（乙）	所在地	名古屋市名東区猪子石原一丁目1501番地
	名称	医療法人 博報会 いのこし在宅介護センター
	氏名	

⑩